

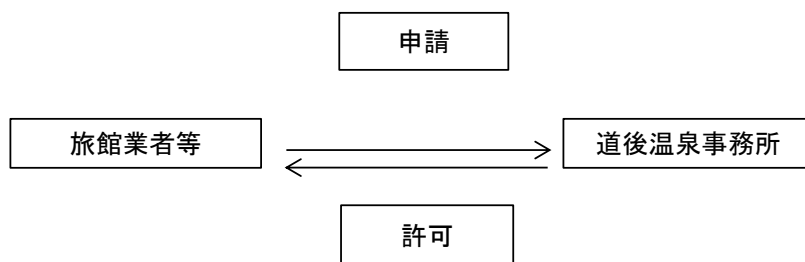
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 7

処 分 名	内湯の使用許可	
処 分 の 概 要	内湯の給湯を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第17号)	
条 項	第15条第1項	
所 管 課	道後温泉事務所	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1か月	
標準処理期間	計	1か月
判断基準	<p>松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例第12条を原則とし、13条、14条に該当すること。</p> <p>【根拠法令等】 松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>(給湯の原則) 第12条 市は、道後温泉事業施設及び将来において実施する道後温泉事業に必要と認める温泉の湯量及び温度を優先的に確保し、なお残余がある場合に限り、その範囲内において内湯を旅館業者等に給湯する。</p> <p>(給湯区域) 第13条 内湯の給湯区域は、道後地区とする。</p> <p>(給湯の対象) 第14条 内湯の給湯の対象は、旅館業者等で業態が優良であると認められるものが道後地区に設置したその事業の用に供するための施設とする。</p> <p>(内湯の使用許可) 第15条 内湯の給湯を受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。既に許可を受けている者でその許可後5年以上を経過しているものが浴槽の増加等により使用する湯量の増加(第24条において「増配湯」という。)をしようとするときも、同様とする。 2 市長は、前項の許可をするに当たっては、必要な条件を付けることができる。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。